

電子契約に関するQ&A

No	分類	質問	回答
1	運用	令和6年3月31日までに契約締結した案件について、何か手続が必要ですか。	不要です。
2	運用	電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書（以下、「電子契約意向確認書」という。）は契約案件ごとに提出が必要ですか。	契約案件ごとにご提出ください。
3	運用	電子契約意向確認書に記載する「契約担当者」、「契約締結権限者」に記載する者の役職の指定はありますか。	県が役職を指定することはありませんので、社内規定等に従い、適切な権限を持つ方を記載してください。（必ずしも契約締結権限者と代表者が同じである必要はありません。）
4	運用	令和6年2月21日(水)に実施された説明会の動画を見ることはできますか。	以下の県HPに掲載しておりますので、ご確認ください。 <電子契約の利用について> https://www.pref.gifu.lg.jp/page/343801.html
5	運用	電子契約意向確認書に記載する「契約担当者」を2名指定することは可能ですか。	担当者の追加は可能ですので、県契約担当所属と調整ください。
6	運用	電子契約意向確認書の提出方法は書面（郵送、持参）に限られますか。また、どこに提出したらよいですか。	電子メールによる提出も可能です。 提出先は県の各契約担当所属です。
7	運用	電子契約意向確認書の提出後、書面契約に変更することは可能ですか。	電子契約の締結完了前であれば可能です。県契約担当所属と調整ください。
8	運用	令和6年4月以降、紙での契約は不可となりますか。	従来の書面による契約も可能です。
9	運用	電子契約意向確認書はどのように入手したらよいですか。	県契約担当所属からの提供又は県HPからダウンロードしてください。
10	運用	電子契約の対象はどのような契約ですか。	原則全ての契約です。 （ただし、土地売買等に関する契約等、一部の契約は除く）
11	運用	契約締結完了後に送付されるPDFファイルのファイル名は何ですか。	県の契約担当所属が設定した名称となります。（〇〇業務委託契約 等）
12	運用	電子契約意向確認書の「1 契約名（事業名、発注案件名等）」は事業者等又は県のどちらが記入しますか。	記入については県担当所属と調整ください。
13	運用	希望する契約方式（電子・書面）については、県担当所属から確認がありますか。	入札等による契約決定後、確認がありますので、希望する契約方式を伝え、電子契約を希望する場合は電子契約意向確認書を提出してください。
14	運用	電子契約意向確認書に記載する契約担当者及び契約締結承認者のメールアドレスに条件はありますか。	特段条件はありませんが、組織共有のメールアドレスを利用する場合、権限のない方が契約締結することが無いようご注意ください。
15	運用	電子契約の承認依頼があった際、内容確認し疑義がある場合、訂正の依頼は可能ですか。	可能です。承認の処理前に県担当所属にご連絡ください。
16	運用	電子契約意向確認書に代表者の押印等は必要ですか。	不要です。
17	運用	アクセスコードは契約案件ごとに発行されますか。	契約案件ごとに県担当所属が設定、発行します。
18	運用	電子契約の承認は契約担当者と契約締結権限者の2名が行う必要がありますか。	契約担当者と契約締結権限者が同一の場合、契約担当者の省略が可能です。
19	運用	電子契約について不明な点はどこに問い合わせたらよいですか。	電子契約サービスについてはクラウドサインチャットサポートにお問い合わせください。県における電子契約の運用についてはデジタル戦略推進課デジタル推進係にお問い合わせください。 個別の契約内容については、県契約担当所属にお問い合わせください。

電子契約に関するQ&A

No	分類	質問	回答
20	運用	電子契約意向確認書はいつまでに提出する必要がありますか。	入札等による契約決定後、県担当所属から契約方法（電子・書面）の確認がありますので、提示された期限までに提出ください。
21	運用	電子契約意向確認書に記載するメールアドレスは、個人のメールアドレスではなく部署のメールアドレスでも問題ありませんか。	問題ありません。 なお、契約締結権限のない方が承認の処理をすることが無いよう、ご注意ください。
22	契約	電子契約により契約締結後、契約書の記載内容の誤りに気付いた場合、どうしたらよいですか。	電子契約サービスで締結した契約の内容を修正することはできませんので、別途、県契約担当所属と調整いただき、内容を修正する旨の変更契約書を締結してください。
23	契約	入札等により県との契約が決定するまでに、何か手続きは必要ですか。	不要です。
24	契約	変更契約書も電子契約が可能ですか。	可能です。
25	契約	当初の契約を書面（電子）で締結している場合、変更契約で電子（書面）契約を利用できますか。 また、当初の契約で電子契約を締結し、変更契約でも電子契約としたい場合、電子契約意向確認書は再度提出が必要ですか。	当初の契約方式と異なる方式で変更契約を締結することも可能です。 また、最初に提出いただいた電子契約意向確認書は、当初の契約を変更する契約も対象に含むものとします。
26	契約	契約締結について県議会で審議する必要がある契約について、議決前に締結する仮契約書も電子契約の対象になりますか。	対象となります。
27	契約	従来、契約書と合わせて製本していた書類（仕様書、図面等）は、電子契約の場合どうなりますか。	契約書と合わせて製本していた書類は、県で全てPDF化し、電子契約サービスにアップロードします。
28	契約	完成届、請求書などの提出方法に変更はありますか。	契約書以外の書類の提出方法については、変更ありません。
29	契約	共同企業体として契約締結する場合、どのように電子契約を利用したらよいですか。	書面契約の際に記名・押印を想定している事業者ごとに、電子契約意向確認書を提出してください。 その後、提出した各事業者において、電子契約サービス上で承認の処理を行ってください。
30	契約	契約保証証書の取扱いについて、電子契約の導入により変更はありますか。	契約保証証書の取扱いについては、変更ありません。 なお、契約保証について、令和5年4月から電子証書の取扱いも行っています。取扱い方法につきましては以下の県HPに掲載しておりますのでご参考ください。
31	契約	契約書を電子化した場合、前払い金保証と契約保証も併せて、電子保証とする必要がありますか。	契約保証証書の取扱いについては、変更ありません。
32	契約	電子保証証書等を利用できる事業者はどこでしょうか。	直轄工事及び建設コンサルタント業務等における保証証書等の電子化について（契約の保証・前払金保証）（国土交通省大臣官房会計課 令和4年4月28日通知）をご参考ください。 <国土交通省ホームページ> https://www.mlit.go.jp/appli/content/001480404.pdf
33	契約（工事）	経営事項審査を受審するにあたり、確認対象が電子契約の場合はどのようにすればよいですか。	工事請負契約書等の写し（工事名・業種・金額が分かるもの）を提出ください。なお、その際、原本証明は不要です。 ※「岐阜県における経営事項審査の申請に係るQ & A」（Q4-11）のとおり
34	契約（工事）	工事請負契約について、落札後に落札者が記入する解体工事に要する費用等必要事項についてはどうすればよいですか。	落札者は、契約担当所属から契約書案のファイルの提供を受け、解体工事に要する費用等必要事項を記入し、契約担当所属へ提出してください。 なお、落札決定から7日以内に契約書案を提出できない場合、落札者から当該期間の延長を求める旨の文書の提出が必要となることにご留意ください。
35	契約（工事）	契約書と仲裁合意書を一体の書類として電子契約を行った場合は、有効な合意書（押印不要）ということで良いですか。	仲裁合意書も電子署名の対象となる書面であり、電子契約サービスにより契約書と合わせて適切に電子署名されたときは、有効な合意書となります。 ※仲裁法第13条、電子署名及び認証業務に関する法律第3条参照

電子契約に関するQ&A

No	分類	質問	回答
36	契約（工事）	建設工事でJVの場合、契約書は代表構成員とデータを共有するという考えで宜しいでしょうか。	契約書は代表構成員とデータを共有してください。
37	契約（工事）	電子ファイルの契約書も建設業法の保管期間と同じですか。	電子契約書も建設業法に定められた保管期間となります。（紙の契約書と同じ）
38	電子契約サービス	電子契約締結後、契約書の電子ファイルはどのように閲覧できますか。	電子契約意向確認書に記載いただいた「契約担当者」、「契約締結権限者」のメールアドレス宛てに、電子契約サービスからPDFファイルが添付されたメールが送信されます。 また、電子契約サービス（クラウドサイン）にユーザー登録することで、ウェブサイトからのダウンロードも可能です。
39	電子契約サービス	契約締結後に届いたメール（契約書ファイル添付あり）を削除し、手元のパソコン等にファイルの保存もしていない場合、再ダウンロードはどのようにしたらよいですか。	契約締結時に使用したメールアドレスを用いて、電子契約サービス（クラウドサイン）に無料ユーザー登録することで再ダウンロードが可能です。
40	電子契約サービス	電子契約サービスのクラウド上に保存されているPDF契約書にはダウンロード期限はありますか？	ありません。
41	電子契約サービス	電子契約サービスは休日でも利用可能ですか。	24時間365日利用可能です。（メンテナンス等により利用できない時間帯を除く）
42	電子契約サービス	契約締結の承認依頼メールを見逃していた場合、リマインドメールは送信されますか。	県担当所属が電子契約サービス上で操作することで、リマインドメールの送信が可能です。
43	電子契約サービス	契約締結完了後に送付されるPDFファイルの編集は可能ですか。	ファイル名は変更可能ですが、内容の変更はできません。
44	電子契約サービス	電子契約締結完了前に契約書ファイルを印刷することはできますか。	可能です。
45	電子契約サービス	電子契約にあたり、電子署名の登録等は必要ですか。	不要です。
46	電子契約サービス	電子契約締結後に、書類を追加で提出する機能はありますか。	ありません。
47	その他	契約書以外に契約締結の際に製本せず添付していた書類については、電子契約の導入により提出方法の変更はありますか。	契約書以外の書類の提出方法については、変更ありません。
48	その他	電子契約締結済みの契約書を県に対する別の手続き（道路使用許可申請等）で提出する場合、どのように提出したらよいですか。	各手続の所管所属にご確認ください。
49	その他	クラウドサインで締結した場合、どの契約書ファイルが原本になりますか。	以下のすべてのファイルが原本となります。 ①クラウドサイン上に自動保管された契約締結済みPDFファイル ②クラウドサインから送付される契約締結完了メールに添付されたPDFファイル
50	その他	メールで届いた契約締結済みPDFファイルをコピーした場合、元ファイルとコピーしたファイルのどちらが原本となるのでしょうか？	どちらのファイルも原本となります。